○防衛省告示第五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月十一日（予備、同月十二日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月十四日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から二四〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十一隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月十六日の〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月三日（予備、同月四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月十四日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から二四〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程は、三月二十三日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の資産等の公開に関する規程（平成四年十二月十日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中

土地等の事業所得	
分離短期譲渡所得	
分離長期譲渡所得	
課税株式等の事業・譲渡所得	
課税上場株式等の配当所得	
課税先物取引の事業・譲渡所得	

」
